

實
驗
日
本
修
身
書
卷
五
高
等
小
學
生
徒
用

772
44

檢定合格本

K120.1
37.5
5

37.5

三宅米吉校閱
中根淑
渡邊政吉編纂

實驗
日本修身書卷五
高等小學
生徒用

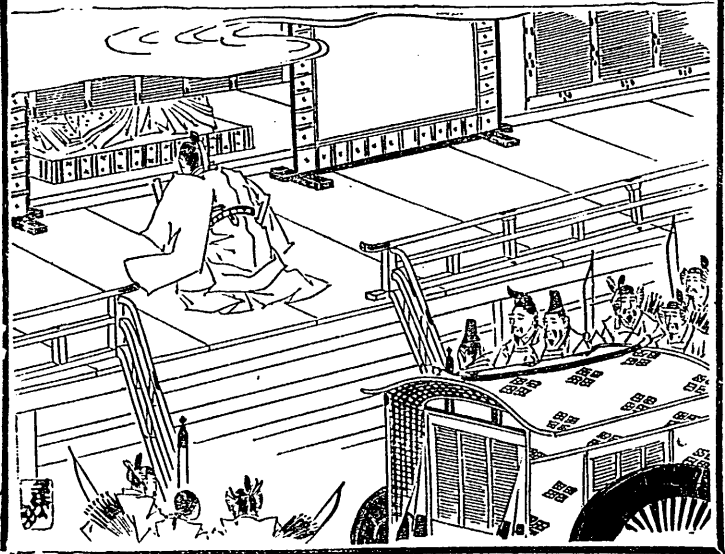
東京 金港堂書籍會社



第一課 孝行

人の行ふべき道は、頗る多しと雖も、父母に事へて、孝を盡くし、敬を致すより先なるはなし。

凡ろ人として、孝敬の心あれば、家に居て、友愛を全くし、友に交はりて、禮讓を盡くし、君に事へて、恭敬を致すを得べし。されば孝經に



も、親を敬するものは、敢て人を慢らすとあり。之を見て、孝敬のかくべからざるを知るべし。

仁明天皇は、御母太皇太后の宮にわたらせ給ふには、御車に召さず、必ず歩みて往き給へり。或る日、皇太后、天皇の御車に召し給ふさまを御覽せられたき旨、仰せ給ふに、天皇其の不敬に涉らんとを憚りて、押し給ふに、天皇其の不敬に涉らんとし給はざりしかば、天皇先づ御簾の前に跪きて、皇太后を拜し、やがて御車に召して出で給ひき。親ヲ敬スルモノハ、敢テ人ヲ慢ラズ。

第二課 孝行 人

寛延の頃、下野の國の農夫新之丞といへるもの
 の妻に、よねといふものあり。其の舅姑共に病ひ
 に臥して、起居不自由なりしが、よねは、毎朝夙に
 起きて、機嫌を問ひ、之を爐邊に伴ひゆきて、茶、又
 は其の好める食物を調へて、すすめ、少進も樂ん
 まざるさを見ゆれば、四方山の話なを聴て、其
 の心を慰めければ、舅姑之が爲めに病ひを忘れ
 氣を散りて、悦べり。或る日、舅風呂に浴せんと望
 みければ、よねは直ちに湯を沸かさんとしける

を、夫新之丞、我が娘の病ひ重ければとて、之を止
 めんとせり。舅之を聞きて、氣色を傷ひ、湯に入ら
 ずといふを、よね、さまに説きなためて、遂に
 浴せしめしかば、舅も其の志しに感下て、忽ち氣
 色をなほしたりとぞ。
 子进行思ふ心の道のところもて、
 子婦ノ孝ナルモノ敬ナルモノ、父母舅姑ノ命
 逆ヲコトナカレ、怠ルコトナカレ。

第三課 兄弟

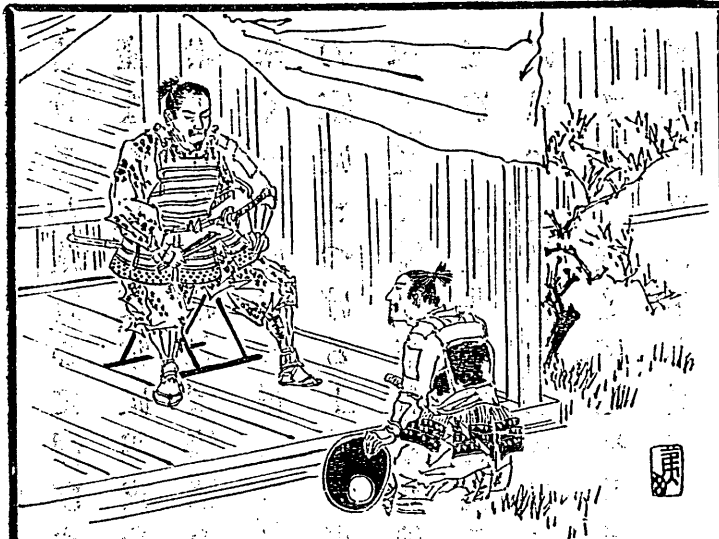
父母に次ぎて親しきは兄弟に若くはなし、されば兄弟は常に相愛し、相助けて、永く其の交りを保たんことを謀るべし。聊心に合はざることありとて、怒り罵り、僅に無禮を加へられたりとて、交りを疎くすることあるべからず。

世に兄弟相闘き、姉妹相軋るものあるは、利の爲めに、義を忘れ、慾の爲めに、道を失ふに由るなり。常に兄弟相愛し、姉妹相慕ひて、艱難を俱にし、幸福を共にするの心がけあらんには、争てか兄弟

の親しみを破れ、姉妹の交り絶ゆることあらん。寶曆の頃、肥前の長崎に父死して後、兄弟産を争ふものありけり。同地の醫師小河仲栗といへる人、一日或る酒宴の席に招かれけるに、彼の不悌の弟、其の坐にありて、杯を請へり。仲栗容を正くして、兄弟は同胞とて、其の親しみを格別なるに、財を争ひて相悪むは、人面獸心とて、いふべけれ、余不肖なれども、足下と杯を取りかはすことを欲せず、といたく其の罪を責めければ、其の人一旦は怒りたれども、後過ちを悔いて、兄に謝し、永く同胞の親しみを盡くしとぞ。

舅姑の爲めに、衣を縫ひ、食を調へ、夫に事へて、高ぶらず、自ら衣をたたみ、席をはき、食を調へ、績み、紬ぎ、縫ひ物し、子を育てて、汚れを洗ひ、婢多くとも、萬の事に自ら辛勞を堪へて勤むるは、是婦人の職分なれば、我が位と身に應せぬは、と引きさがりて、勤むべし。此くの如くなれば、舅姑夫の心に適ひ、家人の心を得て、よく家を保つべし。漢の鮑宣の妻桓氏は、孝貞の人なり、其の嫁する時、父の意にまかせて、きらひやかなる衣服調度を持ち往

きけるが、鮑宣心に憚ひずして、御身は、富みたる家に産まれたれば、常に錦衣を着なれたり、と覺ゆ、我は、家素より貧しければ、綺羅を飾り難し、かくては、争でか永く一家に住み得べき、といふ。桓氏答へて、わらは、君の家にどつげる上は、何事も、唯君が仰せに、隨ひ奉るべし、とて、隨ひ來れる奴婢を歸し、短き衣服を引きまどひて、夫と共に車を挽きて、故郷に歸り、先づ其の姑に見ゆて、禮を爲し、うれより手づから飯を炊き、羹を煮て、親と夫とに進め、凡う女の爲すべき手業は、一つとして爲さることなかりしかば、家よく治りしとぞ。



第五課 朋友

朋友は、難あれば、相助け、患へあれば、相救ひて、互に深切を盡くし合ふを以て、道とす。唯常に寄りつをひて、遊び戯れ、互に往きかよひて、雑談するのみにて、少しも幸福を進め、苦難を除くことを謀らざるは、朋友に交る

道に非ず。
 堀直次は、朋友に厚かりし人なり、年十八の時、織田信長に仕へて、足輕となり、三年を経て、或る戦場に臨みける時、其の同僚の坂井政尚、敵の勇士建部源八を撃ち取りたるに、人人之を疑ひて、實を爲さざりしかば、信長も賞を與へざりき。直次、政尚の功ありて、賞なきを憐み、前田利家に就きて、其の實を信長に達したり。信長之を聞きて、政尚の功を表賞し、且直次の友誼に厚きを嘉し、登庸して士隊に入れたり。

第六課 言語

己れが意思を述ぶるものを、言語といひ、其の連續したるものを、談話といふ。談話は、交際の要具にして、須臾も缺くべからざるものなれども、言葉の用ひ方悪しければ、却りて交際を破り、禍害を速くことあり。諺にも、口は禍の門とあれば、常に言葉を慎みて、交際を全くし、禍害を速かざること、心をかくべし。

古人の是非を品評するは、可なり、今人の善惡を妄議するは、不可なり、人の恨みを取ること、多く

は妄議にあり。己れの陰事は、人の之を説くに任すべし、人の陰事は、我則ち敢て人に説くべからず。言語簡易なれば、我にありては、以て悔い少かるべし、人にありては、以て怨み少かるべし。長談して、人を倦ましむべからず。言ふ所信實にして、偽りならざるも、自負の氣を以て語れば、稱賛を得るもの稀なり。自負して名を釣るものは、許多の辱ちを獲べし。己れが身上を語らざるを得ざることあるも、名

を釣るの語は、出すべからず、己れが性質の善悪は、人自ら之を知らん、吾が言を待ちて後決せざるなり。辭巧みなるも、悪を隠すことを得ず、辯を好めば、其の悪愈著く、其の善をして終に光輝を失はせむ。自ら功德を誇耀すれば、其の言巧みなるも、人之を悪みて、其の名譽を毀損すべし。深黙にして、測るべからざるものは、人々親をみがたく、且人の疑惑を起さむむべし。怒りに乗つ、人を罵辱して、快と稱するものあれども、退きて之を思惟せば、到底身の不利なることをささるべし。

第七課 恭謙

我が勝つことを好むは、人情の常、人の勝れるを悪むは、人慾の常なり、此の故に、材藝ある人は、殊に慎むべし。木林を出づれば折る、といへり。藤原敦親は、世に知られたる物識りなりしが、人の物を問ふことあれば、大方は、「知らず」と對へたり。少納言入道信西、或る人に之を語りて、「いみつき事なり」と譽めければ、其の人、人の物を問ふに、「知らず」といふが、いかでいみつきや」といへり。信西答へて、「身に才學あればこそ、「知らず」といふこと

とを耻ぢざるなれといひしとぞ。春澄善繩は、謙讓の人なり、文章博士たりし時、諸博士互に門戸を立てて、相輕んべければ、人の謗り世の嘲り、止むことなかりしかども、獨り善繩は、其の長ずる所をもて、人を凌ぐことなかりしかば、身を終るまで、篤實の長者と稱せられたり。人ニ二ツノ耻ヂアリ、我が能クスル所ニ矜ル耻ヂナリ、我が能クセザル所ヲ飾ル耻ヂナリ、故ニ能クスレバ謙シテ以テ之ニ居リ、能クセザレバ學シテ以テ之ニ充ツ。

第八課

過ちを改む

心正直にして、ゆがまざるものは、過ちあれば、速かに改めて、善に遷る故に、遂に過ちなき人となる。心執拗にして、ゆがめるものは、過ちあれば、辭を設けて、其の非を飾る故に、善に遷るの期なし。過ちを知りて、改むれば、終に賢者となり、過ちを知らず、改めざれば、終に愚者となる。されば人は、常に自ら我が身を省て、過ちを改むべきは勿論、我が爲めに過ちを匡すものあらば、深く其の志しを謝して、諫めを納るることを怠るべからず。

アメリカ合衆國に名高き、シヨルジ、ワシントン
の幼かりし時、其の父、一株の花樹を庭に植ゑて、
朝夕目を慰め居たり。ワシントンは、かくとも知
らず、一日他の童子と、戯れに軍のまねをして遊び、
一つの斧を持ち來りて、彼の花樹を、惜しげもな
く、縦横に打ち伐りたれば、庭の面には、花ちり葉
れちて、恰もあらこのあとの如くなりたり。
父他より歸り來り、其のさまを見て、大いに怒り、
奴婢を呼びて、なとり問へども、皆知らずと答ふ。
其の時ワシントン思へらく、我父の愛する樹と

は心づかて伐りたれども、其の罪は免れ難し、今
隠して言はざれば、更に父を欺くの罪を重ねん
と、急ぎ父の前に至り、跪きて、樹を伐りたるは、我
がしわざなり、願はくは、大人、我が不束なる罪を
罰して、奴婢を咎め給はざれ、といひければ、父其
の過ちを憐むるに速かなるを感して、反りて之
を譽めたりとなん。

學問ノ道他ナシ、其ノ不善ヲ知レバ、速カニ改
メテ、善ニ從フベキノミ。

第九課 節儉

吝嗇は俗にいふしわきことなり、儉約は始末なることなり、同ト事の如く心得るは、僻事なり、其の爲る所似たれども、其の用ひ方大いに同トからず。夫れ財寶は、限りあるものにして、望みは窮りなきものなり、限りある財を以て、窮りなき望みを遂げんことは、天下を擧げて、之に供ふとも、終につくる時あり。入るを量りて出し、財を節にし、用を慎むは、天の道なり。しわきものは、財を惜しむ、始末なるものは、財を節にす、節はふしといふ字にして、竹にふしあるが如く、よき程程

にて止ることなり。しわきは、唯妄りに財を積むなり、始末は、用ふる所あるが爲めに貯ふるなり。青山幸利は、節儉の人なり、立闘を取りひろげんとて、其の費を積らせけるに、八兩かかるべき由を聞きて、八兩の金は、足輕一人を養ふに足るべし、とて、見合はせたり、後尼崎に居りし時、大坂城の焼けたることあり、幸利、速かに之を幕府に注進せんとて、多くの金を二人の急使に遣はししかば、其の人、いち早く江戸に着したりといふ。積みて能く散ずれば、富みて保つべし。

第十課 攝養

身體健康ならざれば、勞に堪へず、精神活潑ならざれば、煩に耐へ難し、故に病身のものは、學を修め、業を習ふこと能はず。されば人は、務めて身體を健康にし、精神を活潑にして、よく苦難を忍び、煩忙に耐ふるの基を養ひ、以て志しを達し、事を成すことを勉むべし。

太田錦城は、有名の儒者なり、少き時越前の今莊といへる山沖にて、六人の山伏に遇ひけるに、其の山伏、錦城に向ひて、賢人となるべき術あり、傳ふべしや、といふ。錦城、願はくは、教へを受けたいと

と望みければ、山伏、唯二術なり、其の一つは、曉六つの鐘にて起くべし、其の二つは、朝夕の飯を、軽く二椀食ふべし、斯くすれば、賢人となるべし、といへり。錦城、其の時には、至理ありとも思はざりしが、後に至り、朝起きするものに、怠惰なるものなく、小食するものに、身持ち悪しきものなきを知りて、始めて至言なりと感ず、是より三十餘年の間、朝寝せざりしと自ら語りき。

仙人は不養生せず腹立てず、

ものほしがらすうれでながいき。

第十一課 博愛

幕府の老中阿部忠秋は、敦厚の人なり、常に朝早く登城しけるが、途中に棄て兒あるを見れば、則ち拾ひ上げて、邸内に撫育せしめたり。家臣其の費の多きを憂へて、諫めければ、忠秋答へて、餘財を以て、彼等を養ふと



と、何の損失かあらん、余此の職にありて、世に棄て兒あるは、余の耻ぢなり、之を取り揚ぐるは、亦職を治むるの一端なり、といひて、いよいよ拾ひ上げて養育せしめ、男子は、輕き家來に取り立て、女子は、皆出入りの商人なをへ嫁せしめしとろ。孔子は、專ら仁愛の道を説きて、人を導きむが、家語の中に、仁ハ、人ヲ愛スルヨリ大イナルハナシ、との語あり。是によりても、忠秋の言行の譽むべきを知るべし。仁ハ、人ヲ愛スルヨリ大イナルハナシ。

忍耐

人、學に志し、事を創め、一旦憤發して、業を勉むるも、多くは中途にて廢す、是皆忍耐の力の足らざるに由るなり。若しよく苦難に耐へて、撓まず、貧困を忍びて、屈せざらんには、必未志を遂げ、事を成さずといふこともなき。吾人の志す所は、尼子氏の遺臣山中幸盛は、頗る剛毅の人なり。其時、常徳、我は、七難八苦に遇ふを願ふ、盤根錯節に逢はざれば、我が心力を練磨する能はず、我は、人と共に人事を盡くさんゆゑ、獨天命に任ずべからずとて、幾たびの敗軍にも屈せずして、主家の恢復を計りてとぞ。然るに、足利氏の頃、九州に大椿といふ人あり、少年の時より、學問の志し厚かりしかば、其の頃は、學問未だ開けず、印刷未だ盛んならずして、書籍も頗る乏しかりしかば、道の遠きを厭はず、常陸の國に往きて、先づ四書五經の素讀を習へり。然るに是より孟子の講義を聞かんとするに方り、資用殆ど盡きんとしければ、僅に豆一斗を得て、日、日少しづつ食ひ、饑ゑを忍びて、勉強すること五十日

らずとて、幾たびの敗軍にも屈せずして、主家の恢復を計りてとぞ。然るに、足利氏の頃、九州に大椿といふ人あり、少年の時より、學問の志し厚かりしかば、其の頃は、學問未だ開けず、印刷未だ盛んならずして、書籍も頗る乏しかりしかば、道の遠きを厭はず、常陸の國に往きて、先づ四書五經の素讀を習へり。然るに是より孟子の講義を聞かんとするに方り、資用殆ど盡きんとしければ、僅に豆一斗を得て、日、日少しづつ食ひ、饑ゑを忍びて、勉強すること五十日

に及べり。其の後易を學ばんとせし頃は、食を得べ
き手立てつきはてければ、故郷に歸り、十五貫文の
錢を得て、再び常陸に往き、遂に其の業を卒べたり。
貧苦いよいは甚たむければ、之に耐ることを勉
むべし、艱難をすます加らば、之を凌ぐことを勉
むべし。古語に、艱難汝を玉ニスとあり。又諺に、苦
み樂み種とあれば、貧苦艱難の我が身を侵すは、
他日幸福の來るべき前兆と思ひて、之に打ち勝
つことを勉むべし。假り初めに、志しを屈し、氣
を喪ふことあるべからず。

勤勉 第十三課

勉めて怠らざれば、如何なる難事も成らざるこ
となし、怠りて勉めざれば、如何なる小事も成る
ことなし。されば、家を興し、富を致さんと欲する
ものは、勤勉を主として、怠惰を戒め、忍耐を専ら
として、逸樂を慎むべし、是福をなねき禍をはら
ふの道なり。

寶曆の頃、常陸の國小瀬村に、清兵衛といへるもの
あり、其の居村は、農家僅に三軒にて、田地甚た
あじかりしかば、他の人人は、生計を立つること

能はずして、家を出で、人に仕へたれをも、清兵衛のみは、獨り止りて、妻子と共に耕作を力め、又紙を製するわざを覚えて、生計の資けとせし程に、家次第に豊かになれり。

後清兵衛、彼の隣人に諭し、家に歸りて、耕作を勉めしめ、且製紙の業を教へて、夜晝となく勵ませければ、其の人人も、終に生計を立つる程になりしとぞ。禍福ハ、天ヲ爲ス所ニ非ズ、地ヲ爲ス所ニ非ズ、福ハ勤メシ生シ、禍ハ惰リニ生ズ。

第十四課 公益

凡そ人は、一身をよくとせたるのみにて、世の益を謀らざれば、未だ以て人間の本分を盡くせりといふべからず。故に何人も分に應じ力に従ひて、世の爲めに益を謀り、人の爲めに業を起すことを勉むべし。勅語に、公益を廣め、世務を開きとあるは、即ち此の義なり。加藤春慶は、京都の人にて、始めて瀬戸焼きを發明したるものなり、此の人、平生娯楽を陶器を造りけるが、遂に支那に渡りて、其の術を究めたり。歸朝の

後、土石を近畿に索めけるに、其の意に適ふものな
 じ。偶尾張の人古よりよく陶器を造るを聞き、往き
 て其の土石を検するに、東瀬戸山の土石善良なり
 じがば、竈を其の處に築き、支那の製法に倣ひて、陶
 器を製造し、所るに、形質堅くして、價格廉なりとの
 みならず、子孫よく其の業を継ぎて怠らざりしが
 ば、遂に海内に流布し、貴賤共に之を用ふるに至れり。
 春慶が世の爲めに益を興へ、人の爲めに業を開
 きたるは、世人が陶器を稱して、瀬戸物と呼ぶを
 見ても、明かなり因縁の公益



第十五課 報恩

元文の頃、陸奥の國若松
 の城下に、與兵衛といふ
 るものあり、九歳の時よ
 り、塗物師又右衛門方に
 て、其の業を學び、けるが
 七年の間に、一がをの職
 人となりしが、深々其
 の恩に感上、猶十年の間
 助力して、其の恩に報い

を傳ふ聞きて、其の妻に向ひ、我、此の地を遁れ出
て、豊臣家の企てに與み、存亡を共にせばや
と思ふを、若し然らんに、は、残れる妻子は、尚も
憂きめを重ぬべしと、夫れを思ひて、心決し難、此の
事如何に、と問ふ。妻徐かに對へて、うは、素より願はし
きに、なかり、いと、おぼらば、此の曉、潜に船出して、大坂に
上り、武名を後世に輝か、給ふ、と、勸めたり。是に由り
て、勝、承意を決し、竊に配所を出でて、程なく、終に戰死
せしが、其の妻、節義を守り、死を分とせしかば、國主之
に感下、一族の命を助けて、厚く待遇したりとぞ。

第十七課 皇徳三十四年

人ノ衣食住ノ樂シミヲ得ルハ、盡ク皇恩ナリ、
全ク我が力ト思フベカラズ。此ノ理リヲ知リ
得ル人ハ、一衣一食唯皇恩ノ大イナルヲ拜ス
ペン。

後宇多天皇の弘安四年、元主忽必烈、其の將范文
虎等を將とし、兵十萬を率ひて、我が國を侵さし
めたり、鎮西の將士、之を防ぎしかば、敵の勢盛
んにして、たやすく撃ち攘ひ難き由、京都に聞は
ければ、龜山上皇深く宸襟を惱ま、給ひ、射ら願

文を認めて、伊勢の太廟に奉り、身を以て國難に代らんと祈らせ給へり、たまたま筑紫の海中颯風起り、賊の戦艦、覆没破壊するもの甚た多かりしかば、我が軍之に乗上、掩ひ撃ちて、敵軍を殲くしたり。世に名高き元寇とは、即ち此の軍の事なり。

又龜山上皇が、世を治め民を憂へ給ふことの深かりしは、左の御製を見て、測り知るべきなり。
すべらぎの神のみことをうけきつつ、
いゆつぎのきに世を思ふかな。

第十八課 義勇

義勇とは、正義に基きて、氣を勵まし、力を出すことをいふなり。たとへば、朋友の災を攘ひ、君父の難を去り、國家の憂へを除かんが爲めに、死力を竭くして、奮勵するが如きは、即ち義勇の行ひなり。世に忠臣と唱へ、義士と稱するものは、皆此の徳を備へざるはなし。

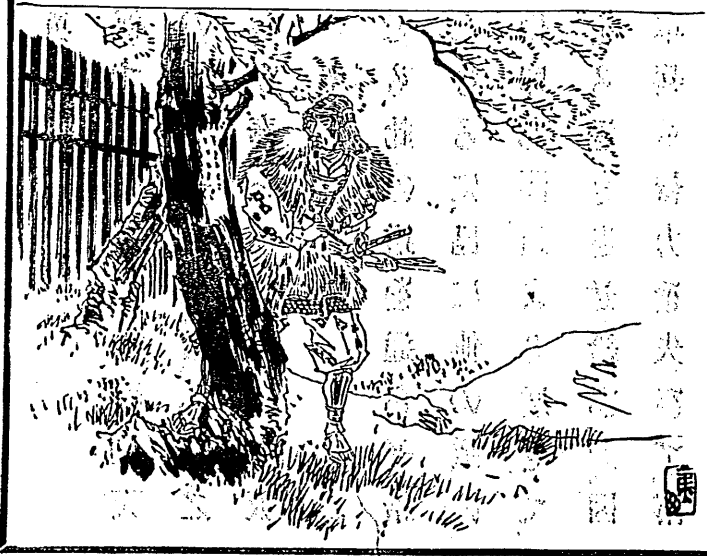
元弘三年、護良親王、義兵を起して、吉野の城に籠り給ひけるに、東國の軍勢、四方より攻め圍みて、城兵多くは戦死し、城も殆ど保ちがたく見ゆければ

村上義光親王の前に出でて、賊勢盛んにて、城支へ難く候へば、臣御諱を犯して討ち死にせん程に、殿下すきを見て落ちさせ給へ」と勧め奉り、自ら親王の鎧ひを解きて被りければ、親王其の言に従ひ、涙を垂れて落ちさせ給へり。義光親王の御後影の幽になるを見て、今は心安しと思ひければ、敵に向ひて、我は今上天皇の第三の皇子護良なり」と名のりて、自害したり。其の子義隆は、往きに親王に従ひて落ちけるが途にて、賊兵と圍ひ、亦親王を落とし奉りて、自殺したりとぞ。
義ニ當リテハ其ノ身ヲ愛セズ。

第十九課 義勇

兒嶋高德は、備後三郎と稱す、元弘年中、後醍醐天皇、北條氏の爲めに、隱岐の國へ遷され給ふ時、之を其の道に待ち受けて、奪ひ奉らんと思ひ、舟坂の山中に伏して之を伺へり。
然るに乗輿は、日數経れども、此の道を通らせ給はず、人を遣はして候はしむるに、已に他の道に向はせ給へりといふ。高德即ち間道より馳せて、杉坂に至るに、早此の處をも過ぎさせ給ひぬ。因りて今まで従ひ來れる軍兵も、皆力を失ひて、落

ち失せたり。獨り高德は、其の初めの志を變せず、唯一人服を變ずて、乘輿の後を追ひ行き、一たび天顔を拜し、其の衷情を奏し奉らんと思ひしかども、武士の警護嚴重にして、近づき奉るとを得ず。是に於いて止むを得ず、或る



夜行在に忍び入り、庭前の櫻を削りて、天、勾踐を空しくするなと、時、范蠡なきに非ずといへる二句の詩を書き、其の處を立ち去りたり。夜明け後、武士ども此の詩を見出ししかども、讀むことを得ず。因りて之を奏聞しければ、天皇御覽下て、詩の意を悟り給ひ、さては猶世に朕を助くるものありけるよと、御心の中に、頼しく思し召しけるとぞ。
義ヲ見テ爲ザルハ、勇ナキナリ。

全海堂書集會元
 二十一

二十五

第二十課 國法

國憲を重んず。國法を守るは國民の務めなれば、上は憲法法律より、下は縣郡の令達に至るまで、堅く遵守せざるべからず。若し權貴を恃みて、法を蔑にじ、或は怠りて、令に背がんにば、國家の秩序紊亂じ、人人其の堵に安んぜざるに至るべし。されば吾人は、常に國憲に遵ひ、國法を守りて、國家の安寧を保ち、同胞の幸福を進むることを心がくべきなり。

春日局は、徳川家光の乳母なり、或る夜殿中に歸

らんとて、城門に入らんとしけるに、番卒之を拒みて、夜間は、目付の命あるに非ざれば、出入を許さず、といひたり。局聞きて、わらはは、春日局なれば、通行苦しかるまじ、といひければ、番卒少しく懼れて、番頭初鹿野傳右衛門に伺ひ出でたり、傳右衛門、番卒に向ひ、某命を受け、此の門を守る間、法あるを知りて、人あるを知らず、たとひ春日局たりとも、妄りに出入を許さず、と答へて、目付の指揮を乞ひ、然る後門を開きて、之を入れたりとす。

法度行ハルレバ、則チ國治ル。

實
日本修身書
卷五

二十三

金港堂書籍株式會社

明治廿六年十月十三日印
同治廿六年十月十三日發
明治廿六年十二月二十八日訂
再版印刷
行

版權
所有

發行者
代表者
印刷者
印刷所
大賣捌

定價金 七錢

金港堂書籍株式會社

東京市日本橋區本町三丁目拾七番地

金港堂書籍株式會社 社長

原亮三郎

東京市下谷區龍泉寺町四百拾番地

金港堂書籍株式會社 社長

日置九郎

東京市日本橋區本町三丁目拾七番地

金港堂書籍株式會社

東京市東區南本町四丁目

金港堂

大賣捌

金港堂

宮城縣仙臺市國分町五丁目

實
驗
日
本
修
身
書
卷
七
高
等
小
學
生
徒
用

第 五 二 號
全 部 八 冊
古 市 高 尋 常
小 學 校
藏 書 之 章

檢定合格本

教
育
部
K/20.1
37.5
7
國